

○農林水産省告示第八百七十六号
植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第五号）の施行に伴い、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和五年七月二十六日

農林水産大臣 野村 哲郎

告示

第一 平成十六年九月二十九日農林水産省告示第千七百七十四号（ブラジルから発送されるケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のよう改訂する。

次の表により、改訂前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改訂後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改訂後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改訂前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改	正	後	改	正	前
三 生産地における検査及び証明	(略)		三 生産地における検査及び証明	(略)	
(一) (略)			(一) (略)		
事項が特記されていること。	(二) (略)の植物検疫証明書には、次に掲げる	事項が特記されていること。	(二) (略)の植物検疫証明書には、次に掲げる	事項が特記されていること。	
ア チュウカイミバエ、ミナミアメリカ カミバエ、ニシインドミバエ及び <i>Anastrepha serpentina</i> (以下「ミバエ類」)	ア チュウカイミバエに侵されていないこと。	ア チュウカイミバエに侵されていないこと。	ア チュウカイミバエに侵されていないこと。	ア チュウカイミバエに侵されていないこと。	
イ (略)			イ (略)		

六

(一) こん包及びこん包場所
消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

(二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていてこと。

(三) (略)

六

(一) こん包及びこん包場所
消毒された生果実は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

(二) (一)のこん包は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていてこと。

(三) (略)

附則
この告示は、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年八月一日）から施行する。